

2026年3月31日
三井化学株式会社

役員報酬制度一部改定（マルス・クローバック条項の導入）について

三井化学株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：橋本 修）は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度に、報酬の没収や返還を求める制度であるマルス・クローバック条項の導入を決議しましたので、お知らせします。

記

1. マルス・クローバック条項の導入目的

企業価値および株主価値の向上には、取締役および執行役員が、自らの職責の重要性を認識し、法令遵守およびリスク管理を重視した経営を行うことが不可欠であると認識しております。

今般、2026年4月1日付の新たな経営体制の下、ガバナンス水準を更に引上げ、経営責任と報酬との連動を一層明確化するべく、重大な法令違反または不正行為等の防止、過度なリスクテイクの抑制、ならびにこれらが発生した場合における経営責任の明確化を目的として、マルス・クローバック条項の導入を決定いたしました。

2. マルス・クローバック条項の概要

取締役（但し、社外取締役を除く）及び執行役員に、重大な法令違反や不正行為、重大なリスクマネジメント上の過失が発生した場合、財務諸表の誤り・修正が発生した場合等は、支給前の賞与や譲渡制限期間中の株式について一部又は全部を没収し、もしくは失効させ、また支給済みの賞与や譲渡制限解除済みの株式相当額の金銭について一部又は全部を無償で返還させることとします。

マルス・クローバック条項の適用については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める役員報酬委員会で原案を決議の上、取締役会で決議します。

3. 導入日

2026年4月1日

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

三井化学株式会社 コーポレートコミュニケーション部 (03-6880-7500)

問い合わせフォーム：https://form.mitsuichemicals.com/corporate/cc_pr_csr_ja?param=13